

平成 17 年 8 月 11 日

J A 松任青年部

1. 目的及び対応

昨今は、多くの台風の襲来や昨年 7 月の新潟、福井における豪雨災害の自然災害、又は、国内においては、昨年 10 月の新潟中越地震、本年 3 月の福岡県西方沖が発生し、海外ではインド洋沿岸に大津波をもたらした昨年 12 月のスマトラ沖地震等、甚大な被害の災害が発生しています。

このような大規模災害が発生した場合、JA 松任青年部（以下、青年部という。）は「JA 松任青年部災害支援本部」（以下、支援本部という。）を設置し、該当地域の関係行政機関並びに当該 JA 青年部と緊密なる連携をとりつつ組織をあげて以下の支援活動を行うものとする。

2. 対応の範囲

災害救助法が適用された場合

大規模災害が発生し支援が必要と予想される場合

3. 災害時の組織体制と支援活動内容

① 支援本部の設置

- ・委員長は、2 の場合に支援本部を設置する。
- ・支援本部の本部長は委員長、副本部長は副委員長（統括）とする。
- ・支援本部は、JA 松任内に設置する。
- ・支援本部の組織は以下のとおりとする。

本部長	委員長
副本部長	副委員長（統括）
事務局長	副委員長（企画）
事務局員	本部事務局
部員	副委員長（統括及び企画以外）
	各専門部長及び各副専門部長
	支部長及び地区長

② 支援本部の開催

本部長は、速やかに部員等を招集し支援本部の会議を開催することとし、内容を検討し支援体制を整えるものとする。

③ 支援現地対策本部の設置及び役割

本部長は、支援体制を確立するために現地に支援本部を設置することが必要と認められるときは、支援現地対策本部を設置することが出来る。支援現地対策本部長（以下、現地本部長という。）は、本部長が支援本部の内より任命する事が出来、現地本部長は現地にて支援を行うものとする。また、現地本部長は必要に応じて支援現地対策本部員を任命することが出来るものとする。

なお、支援現地対策本部の役割は支援本部との連絡を密にし、円滑に被災地に支援できるようにするものとする。

④ 支援活動の内容

支援活動については、被災地域の関係行政機関及び当該JA青年部と連携をとり支援内容について以下の内容を基本に検討を行うこととする。

- ・該当地域への支援物資の提供
- ・該当地域での炊き出し
- ・その他

⑤ 現地支援活動の人員

この支援活動を行う者は、支援本部役員を中心に各専門部員、盟友及びその他活動に賛同する者とする。

4. 支援物資の提供

被災地への支援物資については、被災地の求めているものを的確に把握し迅速に提供するために以下のとおり行動を行うものとする。

① 支援物資の決定

支援物資については、現地の要求等を的確に把握し支援本部にて決定するものとする。また、必要に応じて支援現地対策本部と連絡のうえ決定するものとする。

② 支援物資の輸送

支援物資の輸送については、原則、盟友が行うものとする。

5. 被災地域での炊き出し

被災地域での炊き出し支援については、現地の関係行政機関並びに当該JA青年部と連絡を密にし行うものとする。

① 炊き出しの決定

炊き出しについては、現地の要求等を的確に把握し支援本部にて決定するものとする。また、必要に応じて支援現地対策本部と連絡のうえ決定するものとする。

② 炊き出しの実施

炊き出しの実施については、盟友が現地にて行うものとする。

6. 支援物資及び炊き出し等に係る経費

被災地への支援物資及び炊き出しに係る経費等については、以下のとおりとする。

① 災害支援会計として、毎年度に盟友1人あたり200円を徴収するものとし、概ね200,000円を限度に積み立て、別途管理するも

のとする。

②この他、経費の増額が必要な場合は、役員会に諮るものとする。

7. その他の支援

支援物資の提供及び炊き出し以外で、強く現地の要望等がある場合には支援本部で検討の上、出来る限りの支援を行うこととする

但し、これに定めのない事項については、必要に応じ役員会において別途定める。

附則

このマニュアルは、平成18年2月1日より施行する。

このマニュアルは、平成19年4月12日より施行する。